令和７年10月16日

福島県経営者協会連合会　会長　殿

福島県建設業関係労働時間削減推進協議会
厚生労働省福島労働局
国土交通省東北地方整備局
福島県生活環境部
福島県農林水産部
福島県土木部
農林水産省東北農政局福島県内事業（務）所
環境省福島地方環境事務所
一般社団法人福島県建設業協会
一般社団法人福島県建設産業団体連合会

建設業における長時間労働削減をはじめとする働き方の
見直しに向けた取組の一層の促進について（要請）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年４月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されており、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく減少していますが、なお高水準であり、福島県内においても建設業の労働時間は長い状況となっております。また、福島県内の職種別の有効求人倍率については、職業計と比べると建設等従事者の倍率は高く、建設業において人手不足の状況が認められます。

このような状況の中、建設業における将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の削減をはじめとした働き方改革の推進により「魅力ある職場づくり」を行うことが必要不可欠となっています。

建設業における働き方の見直しについては、工事施工者等において、週休２日制の推進（土日一斉閉所）、労働者の賃上げ、適正な工期の設定などの取組が進められていますが、そうした取組をなお一層進めるためには、発注者等においても、工事発注に当たって、労働時間に関する法制度の理解や工事施工者等への配慮などが不可欠です。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、建築設計事務所の皆さまにおかれましては、週休２日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれましては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】建設業の時間外労働の上限規制の適用について　⇒

※　「福島県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、福島労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知・理解の促進に向けた建設業に対する説明会の開催や自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行うことを目的に設立した、東北地方整備局、福島県生活環境部・同農林水産部・同土木部、東北農政局福島県内事業（務）所、福島地方環境事務所、福島県建設業協会、福島県建設産業団体連合会で構成する組織です。